

平成 11 年 7 月 22 日

〔助役から各課・(室)長あて〕

業者等の事務室への出入り制限に関する措置について

公共工事等の入札に関する情報の管理につきましては、昭和 60 年 4 月 1 日制定の「宇都宮市建設工事請負業者等の出入り制限に関する措置」等により、その趣旨の徹底をお願いしてきたところでございます。

しかしながら、今般、宇都宮市が発注する公共工事の入札をめぐり、競争入札妨害事件が報道され、市内部の情報管理の不徹底を指摘されたところでございます。

このようなことから、業者等との工事施工打合せについては、所定のコーナーで行うよう「宇都宮市建設工事請負業者等の出入り制限に関する措置」の一部を改正いたしましたので(別紙 1)、下記の措置を速やかに実施するとともに、今後、より一層の内部情報の適正な管理に徹するようお願いいたします。

記

1 業者等の出入り制限について

建設工事請負業者等との打ち合わせが必要な場合は、関係課所設置の打ち合わせコーナーを利用することとし、その打ち合わせ時間は、休日及び土曜日を除く日の午後 1 時から同 4 時までの間とします。

2 建設工事請負業者等への協力依頼について

建設工事請負業者等に対し、別紙 2 のとおり出入り制限の協力依頼を行うことをお願いいたします。

宇都宮市建設工事請負業者等の出入り制限に関する措置

(目 的)

第1 この措置は、建設工事請負業者等の工事執行等関係課所への出入りを制限するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2 この措置で定める「工事執行等関係課所」とは、市が発注する建設工事、物品購入及び委託業務の設計、業者指名、入札、工事管理等の業務を執行する本庁各課（課に相当するものを含む）及び出先機関のすべてをいう。

(出入りの制限)

第3 建設工事請負業者等と打ち合わせを必要とする場合は、関係課所設置の打ち合わせコーナーを利用することとし、その打ち合わせ時間は、休日及び土曜日を除く日の午後1時から同4時までの間とする。ただし、課所長が必要と認める場合はその限りではない。

2 課所長は、事務室の出入口に名刺受けを設置し、建設工事請負業者等の出入りの対応を簡素化するよう努めるものとする。

(施行日)

第4 この措置は、昭和60年4月1日から施行する。

この措置は、平成11年7月22日から施行する。

別 紙 2

建設工事請負業者等の事務室への出入り制限について（お願い）

営業・あいさつ等の入室は、ご遠慮ください。

工事施工等の打ち合わせが必要な場合には、「庶務担当者」まで申し出ていただき、各課設置の打ち合わせコーナーをご利用ください。

打ち合わせの時間は月曜日から金曜日までの午後 1 時から午後 4 時までの時間とします。